

別表(第4条関係)

減免基準表

理由	減免基準割合
第2条第1号	○災害等の家屋、家財の損害による減免
	1 損害の程度が3/10以上5/10未満のとき。
	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下 5/10
	(2) 前年の合計所得金額が400万円以下 4/10
	(3) 前年の合計所得金額が550万円以下 3/10
	(4) 前年の合計所得金額が750万円以下 2/10
	(5) 前年の合計所得金額が1,000万円以下 1/10
	2 損害の程度が5/10以上のとき。
	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下 10/10
	(2) 前年の合計所得金額が400万円以下 8/10
	(3) 前年の合計所得金額が550万円以下 6/10
	(4) 前年の合計所得金額が750万円以下 4/10
	(5) 前年の合計所得金額が1,000万円以下 2/10
	○身体障害者(昭和25年法律第226号第292条第9号により規程する)障害者になった場合 9/10
第2条第2号	○農作物の被害による減免
	被害額の合計が平年における農作物による収入の合計額の3/10以上のとき。
	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下 10/10
	(2) 前年の合計所得金額が400万円以下 8/10
	(3) 前年の合計所得金額が550万円以下 6/10
	(4) 前年の合計所得金額が750万円以下 4/10
	(5) 前年の合計所得金額が1,000万円以下 2/10
第2条第3号	○収入が著しく減少した場合等
第2条第4号	1 所得皆無のとき。
	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下 10/10
	(2) 前年の合計所得金額が400万円以下 8/10
	(3) 前年の合計所得金額が550万円以下 6/10
	(4) 前年の合計所得金額が750万円以下 4/10
	(5) 前年の合計所得金額が1,000万円以下 2/10
	2 2/3以上の減少のとき。
	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下 8/10
	(2) 前年の合計所得金額が400万円以下 6/10
	(3) 前年の合計所得金額が550万円以下 4/10
	(4) 前年の合計所得金額が750万円以下 2/10
	3 1/2以上の減少のとき。
	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下 6/10
	(2) 前年の合計所得金額が400万円以下 4/10
	(3) 前年の合計所得金額が550万円以下 2/10